

企画提案仕様書

1 募集業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度京丹後市二地域居住等コーディネート業務
- (2) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (3) 契約形態 委託契約
- (4) 見積上限額 2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 趣旨・目的

本市では、京丹後市特定居住促進計画に基づき、地域外の人材との継続的な関わりを創出し、関係人口の拡大や二地域居住の促進に向けた取組を進めている。

一方で、受入地域においては、二地域居住者や関係人口の受入れに対する意欲はあるものの、市外人材との接点創出やマッチング、継続的な関係構築を担う人材やノウハウが十分ではなく、地域のみで取組を展開していくことが難しい状況にある。

また、関係人口の創出を一過性の交流に終わらせることなく、地域活動への参画や副業・兼業等の仕事を通じた関わりへと発展させ、空き家の利活用や担い手不足など地域課題の解決、地域経済の活性化につなげるとともに、将来的な二地域居住や移住・定住へと発展させていくためには、地域と市外人材との継続的な交流及び協働を促進する仕組みづくりが必要である。

このため、市では、促進区域等の受入地域に対する伴走支援を通じて受入体制の構築や地域資源の磨き上げを行うとともに、市外人材との接点創出及びマッチング機会の提供、継続的な交流・協働を促進するコミュニティ形成等を実施し、関係人口の創出及び拡大並びに将来的な二地域居住、移住及び定住の促進を図ることを目的として、本業務を実施する事業者を募集する。

3 業務実施体制

- (1) 受注者は、発注者（京丹後市、担当：地域コミュニティ・にぎわいづくり課）の連絡窓口となる推進担当者（以下、「コーディネーター」という。）を1名以上配置すること。
- (2) コーディネーターは、地域コミュニティ・にぎわいづくり課の情報共有や協議を定期的に行い、事業の進捗確認・計画の修正を行いながら事業の推進に努める。

4 業務内容

- (1) 受入体制の構築や地域資源の磨き上げ等に係る伴走支援
 - ア 対象
 - ・ 京丹後市特定居住促進計画に定める促進区域（5～6地域を想定）
 - イ 内容
 - ・ 二地域居住者その他の関係人口の受入れを推進するため、地域が主体的に取り組む地域活動のブラッシュアップや地域資源を活用した体験プログラムの造成

等について、伴走型による支援を行うこと。なお、支援に当たっては、地域課題や地域資源の整理、受入体制の構築、プログラム内容の検討及び磨き上げ、情報発信に関する助言等を含むものとする。

ウ 実施体制

- ・ 業務の実施に当たっては、京丹後市地域コミュニティ・にぎわいづくり課及び地域共生ステーション等と十分に連携しながら進めること。

(2) 市外人材との接点創出及びマッチング機会の提供

ア 対象

- ・ 二地域居住、地域活動への参画、移住等に関心を有する市外在住者及び企業団体等

イ 内容

- ・ 京丹後市特定居住促進計画に定める促進区域が実施する地域活動、体験プログラム、交流事業等を通じて関係人口の創出及び拡大を図るため、地域のニーズや課題を把握するとともに、市外の個人、企業、大学その他団体へのアプローチ、ネットワークの活用等を通して、地域活動等への参画が期待できる人材の発掘及びマッチングを行うこと。
- ・ マッチングを経て各促進地域の活動への参画などを進めること。各促進地域あたり延べ30人程度を目標するが、具体的な数値目標は各地域の状況を見ながら地域コミュニティ・にぎわいづくり課と協議の上決定するものとする。
- ・ 地域と市外人材との継続的な関係構築を促進するため、双方に対する助言、情報提供その他必要なコーディネートを行うこと。
- ・ 京丹後市雇用促進協議会等と連携し、副業・兼業など仕事を通じた関わり方を提案し、市外人材と地域事業者等との接点創出及びマッチングを行うことにより、継続的な地域参画及び将来的な二地域居住につながる取組を推進すること。

ウ 実施体制

- ・ 業務の実施に当たっては、京丹後市地域コミュニティ・にぎわいづくり課、地域共生ステーション等及び受入地域と十分に連携しながら進めること。

5 業務の対象経費

(1) 人件費

本業務に従事する者の給料、通勤手当、社会保険料等

(2) 事業費

ア 本業務に従事する者の旅費

イ 業務で使用する車の燃料費

ウ 業務に係る通信運搬費（電話代・郵券料）

エ 市外人材との接点創出及びマッチング機会の提供に係る経費

オ その他業務の実施運営に伴う経費

6 事業の運営・報告等

- (1) 概ね月1回程度、定例会議を開催し、市と情報共有を図ること。
- (2) 毎月の事業を完了したときは、業務実施の翌月10日までに業務完了報告書を市に報告すること。
- (3) 必要に応じて状況等を分析し、成果及び今後改善すべき課題の整理を行い、課題については、改善に向けて市と対応等を協議すること。
- (4) 有益な視察研修など、参加希望者から参加費用を徴収しての開催も可とする。その場合、参加者から徴収する費用は実費分（交通費・宿泊費など）のみとする。

7 その他業務の履行に当たっての留意事項

- (1) 業務実施者は、相談等により取得した個人情報については、京丹後市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (2) 業務実施者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、個別業務については、市の了解を得て第三者に委託することができる。
- (3) 業務実施者は、事業実施にあたり、委託契約書に明記のない事項及び事業実施上疑義が生じた内容等については、速やかに市と協議すること。
- (4) 業務実施者は、業務実施に伴い第三者に損害を与えた場合は、京丹後市の責に帰すべきものを除き、全て業務実施者の責任において処理すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、京丹後市と協議して決定すること。